

ナヴィゲーション・インストラクター規程

公益社団法人 日本オリエンテERING協会
普及・指導委員会

(総則)

第1条 この規程は公益社団法人日本オリエンテERING協会（以下「JOA」という）定款第4条第1項第4号に定めるところにより、JOA が「ナヴィゲーション・インストラクター」という資格を公認し、円滑な運用をはかるため、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この規程は、ナヴィゲーション・インストラクターを資格認証することにより、アウトドアスポーツの健全な発展と安全に寄与することを目的とする。

(用語)

第3条 この規程にある用語は、以下の意味を持つ。

- (1) ナヴィゲーション・インストラクター（以下「NI」という）
アウトドアスポーツの活動者に対して、安全な活動のために必要な読図やナヴィゲーションスキルについて、別に定める基準に沿って講習を提供できる者
- (2) 養成講座
NI の資格認証を受けようとする者が受講する講習会
- (3) 認定
養成講座を受講した者を審査し、その合格者を所定の手続きを経て、JOA が資格認証するまでをいう
- (4) 講習
NI がアウトドアスポーツの活動者に対して提供するナヴィゲーションの講習会
- (5) 受講者
NI が提供する講習を受講する者

(認定)

第4条 NI の資格認証は、養成講座を修了し普及・指導委員会が審査後、適格と認めた者を認定する。
2 認定に必要な基準は別に「ナヴィゲーション・インストラクター規程に関するガイドライン」（以下「NIガイドライン」という）で定める。

(責務)

第5条 NI は、読図やナヴィゲーションスキルの理解に務めると同時に、常に質の高い講習を受講者に提供するよう日々研鑽に励まなければならない。

(権限)

第6条 NI は、別に定める「ナヴィゲーションスキル検定規程」に基づき、ナヴィゲーションスキル検定を主宰し、検定試験の合否判定を行うことができる。

(養成講座の開催)

第7条 養成講座は、JOA が主催し、普及・指導委員会が主管する。
2 普及・指導委員会は、認定業務を遂行するために「NI養成講座講師（マイスター）」を若干名委嘱することができる。

(養成講座の受講条件)

第8条 養成講座を受講できる条件は、次の通りとする。
(1) 地図を使った十分なアウトドア活動経験を有しているもの
(2) ナヴィゲーション・読図の指導に興味を持ち、本認証の趣旨に賛同したもの

- (3) 受講年度の4月1日現在満20歳以上
- 2 前項(1)の「地図を使った十分なアウトドア活動」は、別に定める基準に沿って普及・指導委員会が評価する。
 - 3 NIガイドラインにて定める基準によって、養成講座の一部を免除することができる。

(養成講座の受講料)

第9条 養成講座の受講料は、その養成講座を受講する者から徴収することができる。

(登録および公示)

- 第10条 本規程第4条により認定を受けた者で、NIとして新規に登録を希望する者は、別に定める申請書に、認定料および登録料を添えてJOAへ申請しなければならない。
- 2 前項の申請は、養成講座修了年度もしくは翌年度までにおこなうものとし、その期間を過ぎた場合は無効となる。
 - 3 本条第1項により登録を完了した者は、NIとして認められ「認定証」が交付される。
 - 4 JOAは、前項の認定者の登録者名を公示する。

(有効期間)

- 第11条 資格登録の有効期間は4年とし、登録した年度の4月1日をもって有効期間の起算点とする。

(更新)

- 第12条 資格認証の更新は、有効期間の切れる1ヶ月前までに別に定める申請書に登録料を添えてJOAへ申請しなければならない。
- 2 資格認証の更新を望むNIは、有効期間内に1回以上の更新講習を受講しなければならない。
 - 3 更新講習はJOAが主催する研修、あるいは普及・指導委員会が指定する研修とする。
 - 4 NIガイドラインにて定める基準によって、登録料と更新講習を免除することができる。

(取消)

- 第13条 JOAは、次の各号に該当する者に対し、普及・指導委員会の決定を受け、資格認証を取り消すことができる。
- (1) NIとして逸脱した言動や、NIの名誉を著しく傷つけたことが認められたとき
 - (2) 本規程第12条に定める更新登録を怠ったとき
 - (3) 本人より資格認証の取り消しの申し出があったとき
 - (4) 本人が死亡したとき

(復活)

- 第14条 本規程第13条で資格認証が取り消された者が希望する場合、希望者は普及・指導委員会が指定する更新講習を受講し、普及・指導委員会が審査後、適格と認めた者は資格認証を復活することができる。
- 2 資格認証の復活は、別に定める申請書に登録料を添えてJOAへ申請しなければならない。資格認証の復活後の有効期間は4年とし、復活登録した年度の4月1日をもって有効期間の起算点とする。
 - 3 普及・指導委員会から資格認証の復活に関する通知送付後3ヶ月を経過しても申請が行われない場合は無効となる。

(認定料および登録料)

- 第15条 認定料および登録料は次のとおりとする。
- (1) 認定料 8,000円
 - (2) 登録料 8,000円(4年)

(改廃)

第 16 条 本規程の改廃は、理事会の審議を経て行う。

附則

1. 本規程は、平成 30 年 3 月 1 日より施行する。
2. 令和 4 年 8 月 27 日改訂
3. 令和 6 年 5 月 18 日改訂
4. 令和 8 年 4 月 1 日改訂
5. 令和 8 年 9 月 5 日改訂